

議案第5号

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年1月23日提出

日野町長 景山 享弘

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

日野町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(平成10年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、一月につき別表第2により算定した、基本料金と超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないとき、基本料金の2分の1の料金と超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本料金と超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、一月につき別表第2により算定した、基本料金と超過料金の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないとき、基本料金の2分の1の料金と超過料金の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本料金と超過料金の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(加入金)</p> <p>第34条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。